参考資料５

第９回学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議

１　日　時　令和８年６月８日（月）午後３時30分～午後５時40分

２　場　所　京都市役所分庁舎４階　第４・５・６会議室

３　出席者

（１）　委員

松永座長、長積副座長、飯田副座長、橋本委員、安川委員、稲葉委員、
松田委員、伊藤委員、春田委員、武田委員、上田委員、山崎委員、石田委員、
原委員、野川委員、大北委員、林委員

（２）　事務局

教育委員会事務局、文化市民局

４　次　第

（１）　開会
（２）　情報共有（他都市状況）
（３）　情報共有（本市の取組状況）
（４）　情報共有（令和10年度までの主なスケジュール）
（５）　第３回ワーキンググループ会議（スポーツ・文化芸術）での意見
（６）　京都市学校部活動地域展開実施計画（案）
（７）　今後の予定
（８）　閉会

５　委員等の発言や質疑応答

第３回ワーキンググループ会議（スポーツ・文化芸術）での意見についての意見

飯　田：　本市は文化都市であり、身近な場所に様々な文化芸術団体がある。部活動地域展開を良い機会と捉え、伝統文化の継承や指導者育成等を進めることが大切。

橋　本：　スポーツ関係ワーキンググループでは、学校管理外の活動として京クラを実施する際の安全管理や責任の所在、実施主体と学校の連携の在り方、認定要件の「勝つことのみを重視する活動は行わない」団体をどう確認するか等について、議題にあがった。

京都市学校部活動地域展開実施計画（案）についての意見交換

松　永：　全員制中学校給食の導入後、令和10年度時点では、放課後の開始時間は現状とどのように変わるのか。

事務局：　令和 10 年 9 月に全員制中学校給食が開始し、時間割の見直しが行われる予定であり、現状、概ね 3 時 30 分頃から放課後が開始するところ、配膳の時間等を考慮すると、現状より少し遅い時間から放課後となる想定。

安　川：　参加対象者について、「大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない」という記載に賛同する。京クラで活動していた子どもたちが、指導者等として京クラに戻ってくるような取組になれば良い。

活動場所について、学校施設以外の民間施設等で活動する場合は、一定の使用料が必要になり、実施回数に応じて保護者の費用負担や送迎の負担増に繋がる。学校施設以外での活動の在り方について、今後、市の方針を明確にしてほしい。

認定要件に「適切な活動時間」として、「平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度」とあるが、活動時間帯の設定が重要。例えば、平日は 17 時～19 時を京クラの活動時間として明確にすることによって、活動時間の超過を防ぐことができる。休日についても、夏の暑熱対策等も踏まえて、早朝から活動を開始することも想定されるが、地域住民に迷惑がかからないよう午前 9 時以降に実施する等の検討が必要。

今後、想像できない悩みや苦情等が出てくると思われるため、相談窓口の設置は重要。学校管理外で活動している子どもは、自身で悩みを抱えることも多い。子どもや保護者、地域が相談先に困った際に、その矛先が学校に向かない仕組みづくりが必要だと考える。

林　　：　令和 10 年度の地域展開本格実施に間に合うか不安があるが、文化芸術団体のワーキンググループでは、この機会を前向きに捉えているとの話もあったとのことで、安心した。子どもが相談する先は必ずしも親ではない。例えば、先生に相談した場合は先生がどのように対応されるのか検討が必要。

事務局：　本事業について、教職員に対する丁寧な制度周知は必要である認識している。教職員に相談があった場合の対応として、相談窓口の紹介をしたり、子どもの代わりに相談窓口に繋いだりする等、様々な方法が考えられるが、相談窓口の在り方や対応方法は今後検討する。ただし、京クラは学校管理外の活動であるため、教職員の負担にならないよう、制度設計を含めて検討してまいりたい。

橋　本：　静岡市では、指定種目クラブと個別認定クラブに分けているが、京都市に置き換えると令和 9 年 1 月に公募する実施主体は、この個別認定クラブか。

また、認定は「活動」に対して行われるとのことだが、応募は「団体」が行うのか。

事務局：　今後、京クラとして活動できる場所や時間帯等について、全中学校に調査し、とりまとめを行う予定。実施主体を公募する際には、募集要項を示したうえで、

活動可能な活動場所や時間帯等を示す予定。静岡市は市が指定した種目を「種目指定クラブ」としているが、本市でも特に整備が必要な種目は、公募する際に、種目等も示して公募することとしたい。実施主体は、京クラの実施を希望する地域・民間団体等を想定しているが、認定については、種目・場所・時間も含めた「活動」に対して行う。

橋　本：　既に活動している地域クラブは、別途応募する機会はあるのか。

事務局：　既存の地域クラブであっても応募いただくことは可能であり、例えば、既存のカテゴリー等とは別に、京クラのために新たに立ち上げたカテゴリー等について認定を受けることも可能。

山　崎：　活動場所や活動内容等を指定し、参入を希望する団体の活動を認定する仕組みはマッチングが困難になるのでは。実施主体を十分確保できるのか、地域ごとに登録団体数に差が出ないか等の不安がある。

稲　葉：　民間施設や既存の道場等で活動する場合も想定されるが、Ｐ12 に記載の京クラの対象者は、「在籍校生徒、他校生徒等」と記載されており、中学校で活動する場合しか想定されていないように見えるので、表現の修正が必要。

事務局：　活動場所は、本市の施設や実施主体が拠点とする民間施設等も想定しており、中学校施設以外で実施する活動も含めて認定する方向で検討している。京クラの対象者に関する記載は修正する。

長　積：　宇治市では、拠点校方式を進めているが、希望の種目を求めて近隣の中学校に行くより、在籍校の中学校区にある種目から選択する生徒が圧倒的に多い傾向。15 地域を想定しながら実施主体の整備を目指すとのことだが、工夫しなければ、子どもたちの活動スタイルは変わらないことを念頭に置くこと。

舞鶴市では、地域コーディネーターが実施主体を開拓した。京都市でも、実施主体を確保するためのコーディネート機能の活性化が必要。

また、京クラは受益者負担としているが、経済的格差を是正する観点からも、京都市として、中長期的に財源を確保する手立てを検討しておく必要がある。

部活動地域展開は、学校・地域・家庭が三位一体となり取り組む方向で進めてきたが、本実施計画には、保護者や家庭に関する記述が不十分であると感じる。見守りなども含めて、様々な形で参画して頂くことも想定して記載すべきでは。

P17～18 の「部活動地域展開に向けたスケジュール」については、誰が、どのような協力体制や役割分担で進めていくか、具体的にイメージしておくべき。

松　永：　スポーツ・文化芸術関係者だけでなく、学校・地域・家庭も含めて様々な方の協力が必要。京クラにおいて、「指導補助」や「見守り」の役割は、保護者も含めて担うことができるというメッセージが可視化されると良い。

また、経済的な事情等に左右されず、子どもたちの活動環境を保障するため、経済界や産業界も含めて、市全体で財源を確保していく必要がある。

稲　葉：　認定要件に「可能な限り低廉な参加費等が設定されている」とある一方で、「消耗品等は実施主体において準備する」と記載がある。小学生を中心に活動してきたクラブは、新たに中学生向けの用具が必要となる。その場合、保護者から費用を徴収することになるが、初年度の保護者にのみ負担を求めることは困難。公的支援として、クラブ開設に係る初期費用の補助等があれば参入しやすい。

事務局：　公的支援には、初期費用を支援する等の直接補助や京クラの環境を整備する等の間接補助等、様々な形があると認識している。一方、予算の規模感が大きく、公募時点でどこまで示せるか未定だが、引き続き検討を進めていく。

橋　本：　募集要項に基づく審査及び京クラとしての認定は、令和9年4月～6月に予定されているが、京クラとして実施できる活動場所や活動内容等は、令和10年頃まで示されないのか。実施主体の公募を待つのではなく、もっと早く示すべき。

松　永：　特に、部活動種目のうち、子どものニーズ調査で「やりたい活動」として上位にあがった種目については、現在の小学校6年生が中学校に入学する時点で、京クラの整備状況をしっかりと情報発信していくことが必要。

事務局：　実施主体の認定時期は幅を持たせて記載しているが、認定を進めていく中で、現在の小学校6年生が中学校1年生になる令和10年4月～5月頃には、各拠点の活動内容等を示すマップを作成し、公表する予定。

飯　田：　参加費以外に入会費や材料費等が必要となるが、参加生徒を募集する時点では必要となる費用を明確にし、追加で費用徴収することがないようにする必要がある。また、認定要件に「学校等との連携が適切に行われている」とあるが、活動が進路選択に関わることも想定され、成績や家庭環境が不必要に共有されると混乱を招く。個人情報の取扱いについては、厳格なルールを設けるべき。

事務局：　他都市の中には、費用負担の内容を明確に示されている都市も見られる。保護者に誤解を与えないよう、実施主体に対しても丁寧に伝えていく必要があると考えている。学校と実施主体間で共有する情報の範囲について、今後検討が必要。例えば、怪我や子ども同士のトラブルなど、学校生活に影響がある事案が発生し

た場合、必要な情報に限って、学校から地域クラブに内容を確認する仕組みは必要と考えているため、ルール作りの検討を進めたい。

武　田：　本格実施まで時間が迫る中で、計画はまとまってきた。京クラは「部活動の教育的意義を継承して、新たに創設する活動」とあるが、実施主体としては、どのように指導すべきかイメージしづらいため、解像度を上げる必要がある。

松　田：　認定要件に「適切な指導体制が確保されている」とあるが、子どもや保護者が安心して活動できる環境の確保は重要。教育現場で指導することが相応しくない人材が指導者として関わることがないよう、自重を促す文言があれば良い。

松　永：　歯止めをかけすぎると指導者確保が難航することも懸念されるが、過去に犯罪には至らない不適切指導等をした指導者の参画について、予防策の検討が必要。

伊　藤：　小学校6年生の保護者は途中で部活動が廃止されることに不安を感じている。移行期の保護者に安心してもらえる文言が必要であると考える。

春　田：　可能な限り低廉な参加費等を設定したいが、運営に支障が出るような金額に設定すると、クラブにとっては死活問題になる。地域から協賛を募るなど、新しい方法を見つけ出す必要があると感じる。

上　田：　京クラの運営に係る事務局機能や研修機能、相談機能等担う運営団体が重要であると感じるが、京都市がイメージしている運営団体はどのようなものか。

小　笹：　運営団体の業務を担うことができる団体として、全国展開している企業や市内団体など様々な団体が想定される。スポーツ・文化芸術種目に対応でき、さらに本市の実態を熟知し、本市ならではの取組を推進できる団体に担って頂きたい。

石　田：　生徒や保護者等への情報提供は重要。様々な活動の選択肢がある中で、団体ごとに情報に偏りがあると比較しづらいため、開示すべき情報を明確にするべき。指導者についても、研修受講歴や指導歴も含めて情報を開示すべき。

原　　：　文化芸術関係者も部活動地域展開を強く意識しており、未来への継承を重要視している。「認定要件を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する」とあるが、文字だけではイメージしづらい。募集要項等には認定要件も含めて具体的に例示する等、誰にとっても分かりやすい形で、丁寧に周知してほしい。

野　川：　本検討会議の設立時から参加しているが、時期が近づくにつれ不安も感じる。運営団体や実施主体、指導者を十分確保できるのか。地域によって実施主体の数

に偏りが生じるのではないか。中学生を対象とする既存の受皿が少ない種目の対応はどうするか等、様々な検討が必要。保護者負担の軽減も大きな検討課題であり、家庭の経済事情により、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を諦めることがないようにしなければならない。

大　北：　校長という立場上、学校の管理運営面で不安がある。例えば、学校施設で学校管理外の取組である京クラを実施する場合の学校と在校生との関わりは明確にしておく必要がある。また、学校施設で生徒が怪我をした時に、教職員としては放っておくわけにはいかないが、主体的に関わる責任者を明確にしておく必要がある。令和 10 年度に中学校 1・2 年生となる現在の小学校 5・6 年生への対応を念頭に、令和 10 年 4 月から一部京クラを先行実施できないか。

事務局：　京クラの先行実施を希望する実施主体も含め、広く認定していく方向で検討を進めていく。

松　永：　本日は、実施計画策定前の最後の検討会議になるため、頂いた意見を踏まえた実施計画の修正は、座長と事務局に一任いただくこととする。その他、意見があれば、6 月 12 日（金）までに事務局に連絡いただきたい。

以上